

第2回消費者団体訴訟制度検討委員会議事要旨

1. 日 時 平成16年7月2日(金) 10:00~12:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員会)

山本委員長、岩佐委員、上原委員、大河内委員、鹿野委員、川本委員、齋藤委員、品川委員、高橋委員、角田委員、寺田委員、長野委員、坂東委員、升田委員、三木委員、御船委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長 ほか

4. 概要

国民生活センター 島野相談調査部長より説明があった後、大要以下のような議論が行われた。

- ・ 法令により無効とされうる約款を是正するよう申し入れたとしても、そのまま使い続ける業者も存在することだが、国民生活センターの申し入れ等によって、法令の実効性が十分確保されていると思うか。

国民生活センターの申し入れ等には限界があると感じている。国民生活センターとの話し合いさえも拒否する事業者というのはまれだが、申し入れに対して文書で回答するか否か等、各事業者の対応には幅がある。

- ・ 地方自治体(本庁レベル)においては、消費者トラブルに個々に対応する件数というのはあまり多くないと思われるが、条例に基づく公表等が積極的になされていないのではないか。

東京都や静岡県など、事業者への指導等を積極的に行っている都道府県もあるが、全体的には、(本庁レベルで)積極的かどうかは疑問がある。ただ、地方自治体では、指導、勧告等多様な対応をしているので、例えば、公表件数が少ないからといって、必ずしも消極的であるとは言えない。

- ・ 国民生活センターによる情報の公表のあり方には不満がある。もっと積極的に事業者名を公表していたら、トラブルも減っていたのではないか。

事業者名を特定し、公表することは、名誉毀損等の問題が生ずるおそれがあるので、慎重なプロセスを踏まなければならない。また、事業者名をすぐに変える悪質業者も存在するので、事業者名よりもむしろ問題のある手口を公表した方が効果的な場合もある。

- ・ 国民生活センターには全国から収集・蓄積された情報があるので、国民生活センター自身が団体訴権を持つのが良いと考えるがどうか。

現時点では、消費者団体が訴権を持つことを前提として議論が進められており、国民生活センターが自ら団体訴権を持つことについては、現時点では検討していないが、今後の検討委員会の議論によるであろう。

消費者団体訴訟制度を考える連絡会議 飯田代表幹事、三木幹事及び黒木幹事より説明があった後、大要以下のような議論が行われた。

- ・ 連絡会議が消費者から相談を受けるのではなく、連絡会議に参加している個別の消費者団体が相談を受けているのか。また、相談件数はどのくらいか。
連絡会議に参加している個別の消費者団体が「電話相談 110 番」などにより相談を受けており、定期的な相談受付はしていない。具体的な相談件数は分からない。
- ・ 連絡会議に参加している 21 団体は、すべて訴権を持つ意向をもっているのか。
現時点では、21 団体のうち 4 団体が、訴権を持つ意向をもっている。
- ・ 「消費者支援基金」というのは、連絡会議の提案ではないようだが、内容をお尋ねしたい。
「消費者支援基金」の構想は、消費者団体の訴訟費用を負担・支援をすることができるような基金を創設しようというものである。
- ・ NPO 消費者ネット関西の基金は、「消費者支援基金」と発想が異なるのか。
「消費者支援基金」の構想が、事業者の得た不当な利益の払戻しの中立的な受け皿であるのに対し、NPO 消費者ネット関西の基金は、勝訴した弁護団等からの寄付がもとになっている。

日本弁護士連合会 佐々木弁護士及び野々山弁護士より説明があった後、大要以下のような議論が行われた。

- ・ 消費者団体訴訟制度の導入は早急に行われなければならないということだったが、その一方で、提案があった制度の内容は広範に渡っており、中には十分な準備期間が必要な事項もあると思うがどうか。
損害賠償に係る請求を可能とする法的措置については検討すべき論点も多く、今後十分な検討が必要であり、まずは、緊急性・必要性の高い差止に係る請求を可能とする措置が必要であると考えている。ただし、損害賠償請求に係る検討を排除すべきではない。

- 多くの消費者団体が訴権を行使できるようにするべきという趣旨には賛同するが、訴権の内容次第では消費者団体の適格要件が厳しくならざるを得ないと思うが、どのような見解か。

訴権の内容次第によっては、適格要件が異なることは十分に考えられよう。
- 弁護士が消費者団体の活動にどう関わっていくかということも重要と考えるが、日弁連は具体的な支援制度を提案しているのか。

日弁連として具体的な検討・提言があるわけではないが、個人的には、積極的に関与していくことが必要であると考えている。
- 消費者団体は、市場の公正を確保するために、消費者の視点に立って取り組まなければならないとのご指摘だったが、行政の視点と具体的にはどのように異なるのか。

行政には産業育成という観点もあるので、規制が遅れがちになるなどの限界が存在する。また、縦割り行政の弊害があり、網羅的に規制することは困難である。
- 消費者団体が、訴権を有することを前提に事業者を恐喝することが考えられるがどうか。

あらかじめ訴権が付与される消費者団体を決める登録制度を活用することによって、訴権の濫用による企業恐喝等を防止できるのではないかと考える。また、こうした企業恐喝等は、消費者団体訴訟制度がなくても存在しており、消費者団体訴訟制度だけの問題ではない。

濫訴と濫用は別ものであるが、この論点は今後も議論していく必要があるだろう。
- 事業者の費用負担による判決公表とはどのようなものと考えているのか。

官報掲載や新聞広告がある。ドイツにおいては、官報掲載は事業者負担、新聞広告は消費者団体負担となっているが、日弁連は、新聞掲載も含めて事業者負担にするべきと考えている。具体的な実施方法は、今後の検討課題である。
- 欧米では、訴訟前の警告活動で解決する事案が多く、その際には消費者団体と事業者が、約束違反の場合における違約金をも内容とした合意書を締結する。法人格を適格団体の要件としない日弁連の案では、合意の締結や違約金の受け取りを誰の名義で行うのか。

法人格を適格団体の要件としない場合、権利主体の問題が不明確になるのは確かだが、日本では法人格を持たない消費者団体が多く、法人格を適格団体の要件とした場合、制度の利用が制限される。
- 一件の訴訟につきどの程度の経費がかかるのか。

報酬基準が廃止されたため、弁護士費用は、基本的には弁護士と当事者の合意によって決定される。したがって、一概にはいえないが、差止請求であれば訴額がない訴訟になると考えられ、着手金に30～50万、成功すれば50～100万程度の成功報酬と予想される。また、これよりも安い報酬でも受任する場合もありうる。訴訟以外の調査費用等もそれほど多額にはならないと考えられる。

- ・ 判決の主文で示される差止請求の対象がどの程度具体化されるかが問題だと思うがどう考えるか。特定の仕方によっては、悪質な事業者を規制しきれないのではないか。
ドイツの場合では、事業者が行っている行為と、判決の主文で示された行為の核心の部分が同一であれば強制執行ができると考えられている。
- ・ 刑事罰を課すことについて、法律全体からの妥当性や実効性の観点からどう考えるか。
企業に対して刑事罰という制裁を課す場合、その内容については罰金刑が想定される。このため、企業はこれらを回避しようとするであろうし、実効性もあると思う。

以上